

『平成27年度税制改正大綱(2) 受取配当等への課税強化』

今度の改正では、法人税課税ベースの拡大策も重要な柱として注目されている。

1) 欠損金の繰越控除縮小：平成27年4月1日からの2年間に開始する事業年度における控除限度額を、控除前の所得の額の65/100相当額に、さらに平成29年4月1日以後については50/100相当額とする。中小法人等については、現行の限度額を存置。また繰越期間を10年に延長し、帳簿書類の保存期間、法人税の欠損金額に係る更正の期間制限及び請求期間も各10年とする。2) 株式配当への課税強化：完全子法人株式等（保有割合100%）、及び関連法人株式等（同1/3超）の配当等の益金不算入割合を100/100とし、その他の株式等で50/100、非支配目的株式等（同5%以下）で20/100とする。公社債投資信託以外の証券投資信託収益の分配では、その全額を益金算入。ただし特定株式投資信託の収益の分配には、上記の非支配目的株式等と同じ割合を適用する。3) 研究開発税制の縮小：控除税額の上限を当期の法人税額の30%に引き上げる措置を廃止。一方で、特別試験研究費はその範囲を見直すとともに税額控除率を引き上げる。控除税額の上限は、研究費の総額に係る税額控除制度及び中小企業技術基盤強化税制と別に当期の税額の5%とする。

『訪日外国人消費動向調査 総額2兆円を超えて過去最高に』

観光庁より、訪日外国人消費動向調査の平成26年年間値（速報）が発表された。その結果、訪日外国人旅行消費の総額は2兆305億円で過去最高となったことがわかった。

訪日外国人旅行消費の概要として、一人当たり訪日外国人旅行消費額は、前年（13万6,693円）比10.7%増の15万1,374円と推計され、過去最高額となった。また平成26年の訪日外国人旅行消費の総額は、前年（1兆4,167億円）比43.3%増の2兆305億円と推計され、こちらも過去最高額となる。同総額は平成23年を境に、3年間右肩上がりが続いている。国籍・地域別では、中国が、対前年2倍を超える約5,600億円となり、総額の4分の1を超える額を占めた。中国の内訳としては、1人当たり旅行支出額が23万1,753円で昨年比10.4%の増加、訪日外国人旅行者数（人）は、240万9,200人で昨年比83.3%の増加となった。このほか、タイ、台湾、マレーシアなどが、対前年で大幅な増加となっている。費目別に旅行消費額をみると、前年第2位の買い物代（構成比32.7%）が、前年第1位の宿泊費（構成比33.6%）を上回って、平成26年は第1位（構成比35.2%）となった。



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます。